

(様式第1号)

平成22年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成22年7月22日(木) 15:00～17:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室E
出 席 者	出 席 会長 高島進子 委員 宮地光子, 西川やす子, 村上由起, 中井紘子, 中山克彦, 堀晃二, 吉川博美 欠 席 副会長 柳屋孝安 委員 宮本由紀子 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 竹内部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 小杉主査, 担当 入山, 松本
会議の公開	■ 公 開
傍 聴 者 数	0人

1 会議次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プランの「21年度実績報告及び22年度実施計画」について

(3) その他

2 提出資料

第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)ウィザス・プランの「21年度実績報告書及び22年度実施計画書」

3 審議経過

= 開会 =

事務局/岡田: 時間が参りましたので, ただ今から今年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに, この審議会ですが, 昨年3月に制定された「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき, 芦屋市の附属機関として, 「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」を行うために新たに設置されました。

お手元の資料, 芦屋市附属機関の設置に関する条例抜粋をご覧ください。

第2条の表中に, 男女共同参画推進審議会とあり, 担回事務として「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」とあります。男女共同参画推進条例が制

定されるまでは「男女共同参画行動計画の策定及び施策の推進に向けて意見をいただく」ために「男女共同参画推進委員会」が要綱で設置されておりましたが、条例の制定に伴い附属機関として審議会が新たに設置されたところです。

また、この会議は、芦屋市情報公開条例第 19 条の規程に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合のみ、非公開についてお諮りさせていただきます。本日現在のところ、傍聴のご希望はございません。またもし、傍聴のご希望がありましたら、お声をかけさせていただいてお入りいただくことになるかと思います。

会議録の公表につきましては、ご発言者のお名前も公表いたしますのでよろしくをお願いします。

それから、この審議会のほかに、庁内組織として男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。以上、審議会等についてご説明をさせていただきました。

ここで、委員の皆さまのご紹介でございますが、皆さまには昨年度からご就任いただいております委員の交代はございませんので、お手元の委員名簿をご覧ください。

また、本日柳屋副会長と宮本委員は、欠席でございます。

続きまして、4 月の人事異動で事務局が代わっておりますので、紹介させていただきます。

=事務局紹介=

それでは、会議の開催にあたりまして高島会長からご挨拶をお願いいたします。

高島会長：引き続きまして、会長を務めさせていただきます高島でございます。今日はお暑い中、ありがとうございます。本日の主な議題は、この表題でございますように、第 2 次芦屋市男女共同参画行動計画の後期計画、その平成 21 年度の実績の報告と、平成 22 年度実施計画書についてご報告をいただきまして、皆様方のご意見をお聞きし、第 3 次の行動計画に向けての課題を見い出していきたいということでございます。よろしくお願いいたします。それでは早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。今申しました問題につきまして、事務局の方からご説明をいただきたいと思います。

事務局 / 岡田：それでは、事前にお配りさせていただいている A 3 の資料をご覧くださいながら、私から説明させていただきたいと思います。第 2 次芦屋市男女共同参画行動計画後期計画、ウィザス・プランの平成 21 年度実績報告及び 22 年度、今年度の実施計画でございます。

時間の制約があり、全部を説明するのが難しいので、男女共同参画推進担当

の施策，それからウィザス・プランの中で数値目標として挙がっている施策を中心に説明させていただきたいと思います。

このそれぞれの施策についてですが，実績報告と実施計画というのは，5月末の出納が閉鎖された直後から各課に照会をかけ，その後1ヶ月半かけてまとめたものが今回のこの実績報告と実施計画でございます。それを先週14日開催の庁内推進本部の幹事会に諮り，一定のとりまとめをいたしまして，それで委員の皆さまに事前配布資料としてお配りさせていただいております。

この審議会でご意見をいただきまして，最終的には来月2日に開催予定の市長を本部長とする推進本部会議に諮ったうえで最終的に公表させていただくという予定になっております。それでは説明をさせていただきたいと思います。

まず，1ページの基本目標1をご覧ください。施策№1ですが，「関係法令や制度改正等に関する啓発，情報提供」ということでホームページ・広報あしや・センター通信等を活用した広報・啓発ということです。昨年度の事業実績といたしましては，広報あしやに毎年，年3回程度男女共同参画に関するいろんな特集記事を組むようにしております。昨年度は，6月に男女共同参画推進条例が4月に施行されたという特集記事，それから11月が女性に対する暴力をなくす運動実施期間，週間となっておりますのでそのキャンペーン記事，2月には男女共同参画特集といたしまして，ちょうどこの男女共同参画センターが15周年を迎えた年にあたっておりますので，男女共同参画のあゆみを含めまして啓発記事の特集として載せております。それと同時期に，昨年度皆様にもお世話になりました中学生向けの条例概要版を発行しましたので，そのイラスト展も記事にしております。女と男の参画メールは，昨年度は手が回り切らないところがありまして載せていません。

№2の「多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進」ということで，広報あしやだけではなく，ホームページやケーブルテレビなど多様な媒体を使っている啓発活動をしていくというところで，さきほど申しました広報あしやの中には毎月1日号で，ウィザスあしやの催しものということで事業の催し物のお知らせや，女性相談をやっておりますので相談事業のお知らせ，そういったものは必ず載せるようにいたしております。それからさきほど申し上げましたセンターの15周年でしたので，3月のケーブルテレビ「あしや市政キララ」という番組があったのですが，そこで男女共同参画センターの特集を組んでいただきまして，広報チャンネルで流させていただきました。反響もありまして，見ましたよとか，皆さん活動されていますねというお便りというか，お声もいただいております。それからホームページ，従来は月2回の更新ということになるべく最新の記事を載せるようにいたしておりましたけれども，今年の2月に市のホームページがリニューアルされました。それに伴い，今までのホーム

ページが使えなくなってしまったので、全部画面を作り変えました。今は月2回に縛られずに随時、最新の情報を載せるような状態ですすんでおります。それからホームページのほかにはウィザス通信ですけれども、昨年度から4000部に発行部数を増やし、市内の公共施設等へおかせていただいております。それから中学生の皆さんに先ほど申し上げました条例の概要版、表紙・イラストを募集し、市内3中学校に配布いたしております。今日お手元にその出来上がりしました概要版、皆様にも昨年度ご意見を頂いたものが出来上がっておりますのでご覧ください。それから啓発の仕方としまして、中学生の皆さんに配布するだけではなくて、お手元に映画ココ・チャンネルのパンフレット（裏面に条例全文を記載したもの）を配布させていただいております。これは男女共同参画の週間記念事業の時に配りしたものです。このような事業をするときに条例と一緒にこういう概要版もお配りしながら、芦屋市には条例がありますよということで啓発しております。この男女共同参画週間記念事業といいますのは、毎年6月にルナ・ホールで男女共同参画にふさわしい映画会を催しており、400名から多いときで600名くらいのご参加がありますので、そういう場を通じて啓発活動をしております。それからもう一つ啓発といたしまして、さきほど出ました11月の暴力をなくすキャンペーンにあわせて、市公共施設の女性トイレに相談カードを置くということをしました。

それから№4をご覧ください。「職員への意識啓発の充実」というところで、これは人事課が中心になって行なう庁内的な組織啓発への部分ですが、男女共同参画時代の職場のあり方について考え、職場環境の向上を図るということで、一つは私どものいろんな事業に対して職員が研修として参加をするということ、それから1月に職員研修、男女共同参画研修ということで誰もが働きやすい職場づくりの具体的な提言ということで、例えば固定的な性別役割分担意識の是正の取組みでありますとか、職場優先の環境を是正して男性職員にもっと家庭生活も大切にして欲しいという観点で職員の研修をいたしております。それから阪神広域行政圏職員研修ということでセクハラ防止の養成コースにも職員を参加させております。

次に、2ページですが、№5「市の関係機関に従事する職員等への啓発の奨励」ということで、さきほども申し上げましたウィザス通信というのを年4回発行しております。これは数値目標で発行部数、4000部を目標に挙げています。平成20年度に3000部から3500部に発行部数を増やしまして、平成21年度から4000部の発行に増やしております。発行部数の増加に伴いまして、市内の福祉関係事業所、具体的には介護保険の関係の事業所ですとか、登録グループの会員個々にもお届けできるようにと、発行部数を増やしたり、配布先を拡大したりしております。

それから№6ですが、「男女共同参画に関する市民意識・現状の把握」ということで、ここはもともと男女共同参画に関する用語の認知度が数値目標で挙がっていて、それを測るために、講座・事業でのアンケートを実施しております。いろんなセンター事業・講座終了時にアンケート調査を実施しています。さきほどの週間記念事業につきましては、かなりの人数のかたに参加いただけますので、例えば21年度のルナ・ホールでの映画会「西の魔女が死んだ」は、470名の参加があり、アンケートは74名のかたからご回答いただいております。そのうち36名ですから、48.6%のかたが、条例に関して知らなかった、逆に内容はともかくとして条例があるっていうことを知っているというかたが、35.1%おられました。今年22年度でいいますと、映画会「ココ・シャネル」に600名の参加がありまして、そのうち94名のご回答をいただいております。うち46名のかた、割合としては48.9%が条例について知らなかった、逆に37.2%のかたがなんらかの形で知っているということで、啓発は続けていかなければいけないけれども、ある一定のかたは逆に知っているのかなというようなところです。

それから№8「女性委員の比率40%を目標に積極的な登用促進」というところで、これは行動計画の中でも特に数値目標で、40%という数値目標をだして、市をあげて取り組んでおるところです。各附属機関、それから附属機関に準ずるものの委員の任期の終了にあわせて、次期委員には積極的に女性委員を登用してくださいという呼びかけをしたり、庁内で年に2～3回部長名で通知を出し、各課の協力を得ながら、附属機関等への女性委員を積極的に登用していくということで取り組んでまいりました。実際には平成19年、20年ずっと右肩上がりになってきておりまして、平成20年の4月時点では32.9%、平成21年の4月時点で36.2%、17、18、19年度と右肩上がりになってきております。着実にここは努力が成果になってあらわれてきているのかなというところです。ただ昨年の段階で、昨年も2回ほど調査を行なったのですが、そのときの私どもの感触としてそろそろ頭打ちかなということを感じておりました。実際に今年4月1日現在の調査をつい先日行なったのですが、それで見ますと、4月1日現在で36.1%でございました。やっぱり、頭打ちかなと思っていた部分が数字になって表れてきたかなというところです。なぜ頭打ちなのかという内容のところですが、委員を選出していただくときに、いわゆる充て職という部分があります。例えば団体から推薦をいただいたりとか、法で定められていてこういう機関から出てくださいという部分があり、市の努力が及ばないような、なかなか反映されないような部分がありますので、女性委員の登用という部分で頭打ちになっているところなのかなと。逆に充て職を除くと40%ほぼ達成しておりますので、そういうところがこれからの一つの課

題，逆にいうと社会全体での底上げをしないといけない部分であったり，あるいは市だけでは取り組めない部分なのかなと思っております。

それから№9「女性の人材情報の把握，整備」ですけれども，人材情報はセンターにかかわっていただいているかたを整備する中で，着実に人数は増えてきております。平成19年が307人，20年が334人，21年が354人と着実に増えてきております。それから人材把握をしておりますので，私どもとしても人事課の，例えば男女共同参画の推進の研修などでは，こんな講師がいっぱいいますよと人材の紹介もしております。

それから№12をご覧ください。「女性職員の管理職への積極的登用」ですが，これは行動計画の中で主査級以上の女性職員の割合を20%以上にするということを目標値にしまして，取り組んできております。これも平成21年4月1日現在で20.4%と目標値は達しております。それから今年度22年4月1日現在は，主査級以上の女性職員は22.9%ということで目標値を達して安定的になり，一定の取り組みの成果は出ているかなというところです。

4ページの№15の「男女共同参画に関する講座，講演会の開催」で，男女共同参画推進担当の部分で申し上げますと，いろんな年間事業をセンターの中で組んでいます。さきほどからご説明しております週間記念事業のほかに，再就職の支援講座や女性の健康講座，あるいは法律講座，いろんな講座を含めまして年間10事業程度を目標としておりましたが，昨年はその10事業というのができませんでした。就職支援のパソコン講座，女性の健康講座，子育て支援講座などですが，年間で記念事業以外に8事業でした。受講者数としては増えましたが，講座の事業数としては目標値に達しておらないというところです。講座を組むには，準備も含め，10事業を組もうとすると，ひっきりなしにやっていかないといけないということもありまして，なかなか苦しいところはあるんですが，引き続き工夫をしながら努力もしていきたいと思っております。

それから№16「女性の創作活動の支援の充実」で，ここ男女共同参画センターに入っていただいてすぐのところに情報コーナーがありますが，その場を活用いたしまして，毎月，女性の芸術活動，創作活動の支援のために女性作家の発表の場を後押ししていくということで，展示スペースを提供しております。昨年度も毎月，その展示スペースがあくことなく，何らかの形で創作展示がありますとか，あるいは作家のかたがおられない時には，フェスタの展示でありますとか，ジェンダー展示なんかも含めてすべての月でこういう展示の実施ができました。引き続きいろんな新しい作家のかた，いろんな場面を通じてお声をかけさせていただいたり，掘り起こしに努めていきたいと思っております。

それから№18「各種団体・グループ活動の支援」ですが，参画団体協議会

への活動支援ということで、これは登録団体の協議会が毎月1回定例会を実施いたしております。団体の皆さんが男女共同参画の活動の目的のためにこのセンター会議室を拠点として利用されているということで、会議室の利用としては前年度比6%、それから利用人数としては4%ほど増加しております。この増加理由の一つには、センターの開設15周年記念ということで、例年はフェスタを1日だけメインであることが多いんですけども、15周年、節目の年ということでしたので1ヶ月間を通して、グループワークですとか、団体の皆さんの展示活動ですとか、そういうのを入れ代わりずっと実施しましたので、参加人数も増えましたし会議室の利用も増えたのかなというところでございます。

それから№19ご覧ください。「一時保育など学習環境の整備」ということで、男女共同参画センターの事業は、丸一日を使うような長い講座、就労パソコンの講座以外の講座は、基本的にすべての講座に一時保育をつけております。いろんな方々、子育て中の方々にも参加していただけるよう配慮しながらやっています。その中で一時保育つき大人の読書タイムという事業をしております。これは毎月1回ですが、どうしても子育て期、特に子どもが小さいときというのは、子ども中心の生活になってしまいますので、自分自身のためのほっとする時間というのはなかなかとれない、そういうことをお母さんだけじゃなくて、お父さんもお母さんも、子育てにかかわっていらっしゃる祖父母のかたも、そういう方々を対象に自分のためのほっとする時間を月1回、どうぞこの事業を利用してとってください、という事業です。これは小規模の事業ですが、好評を得ておりまして、毎月キャンセル待ちの状態、来られたかたからは「是非これを増やして欲しい」というお声もいただいております。こういう事業を増やすことの是非はありますが、自分のための時間をとれるということは非常に貴重なものであるんだなと実感するようなアンケートの回答を常にいただいております。

それから№21「ジェンダーの視点で行う世代間交流の取組み」ですが、これがさきほどから申し上げておりますウィザスあしやのセンター15周年記念フェスタということで、昨年度の3月、平成22年3月1日から30日までの間、グループ（団体）の方々が共同制作ウィザスの灯りや、グループ展示、それからバザーこれはDV被害者の支援バザーですが、ほかにグループのワークショップ13企画、それから“なごみの会”という交流会のようなものを1ヶ月間、入れ代わり企画されました。それから3月1日には、元朝日新聞の論説委員の川名紀美さんを講師に招き、その記念講演会を市民センターで実施いたしております。これも会場が満員となるたくさんのかたの参加がありました。団体のかたが主導で市民の力、市民力、グループ力というものを発揮されて1

ヶ月間されたというところが非常に評価されるのではないかと考えております。

それから№23は数値目標に挙がっております健康課の「プレおや教室への父親の参加奨励」ですが、もともと母親教室だったのが、父親の参加促進ということで、150人の父親参加を目標値として取り組んでいるのですが、昨年度の段階で延べ人数でいいますと、交流会206人、それから沐浴教室203人の中で、合計185人が父親の参加で、着実に増えてきております。

それから№27「教職員に対する研修の充実」というところで、昨年度審議会の中でもご意見を頂いているように教職員を含めて、学校現場、子供たちへのいろんな形での男女共同参画の視点の啓発であったりとか、教職員の皆さんにも理解していただくというところが課題としてあがっているところですが、市には打出教育文化センターというところが教職員の研修機関としてあり、その打出教育文化センターや教職員課が中心となりまして、毎年一回は男女共同参画社会の実現に向けた研修の機会、8月にそういう研修を実施しております。それから今年は21年度の評価結果を受けての今後の対応のところに、夏期研修では参加の人数が少なかったため、3学期にセクハラ・パワハラ防止研修を実施するとなっておりますが、男女共同参画社会の実現に向けた研修の機会をより増やしていく計画もされておると聞いております。それから昨年中学生にイラスト募集をしました時にも、私どもの方から校園長会に出席いたしまして教職員の皆さん、特に校長の皆さんにも、こういう趣旨で男女共同参画を市として進めておりますので、それにあたって中学生の皆さんに参加してもらいたいと思っておりますという趣旨もご説明させていただきながら、中学校に非常にご協力を頂いてあの概要版が作成されたところです。

9ページの№33基本目標2の「個人が尊重され、豊かな人生が送れる社会の形成」というところで、主に相談事業や啓発の充実というところがこの施策になってくるところです。その中の№33「DV、セクハラ、ストーカー行為等々の女性に対する暴力に関する啓発の充実」というところで毎年11月中旬が女性に対する暴力をなくす運動期間になっています。毎年センターの登録団体他、関係機関の皆さんのご協力で、街頭啓発という活動をしております。昨年度もJR芦屋駅前を中心に市、警察、阪神南泉民局、健康福祉事務所、先ほど申し上げましたセンターの登録団体の皆さんや防犯協会の皆さんのご協力を得て、街頭啓発活動をしております。それにあわせまして、市役所の女性トイレの中に相談カードを設置しました。これは新聞でも一時期報道されましたけれど、DV被害者のかたで、不幸にも息子さんを亡くされた女性が自分のような経験をくりかえすことがないように、もし自分がDVの相談窓口とかがあることを知っていたら、違う結果になっていたんじゃないかなというご自分の経験から、企業の協力を得て、女性が目にする生理用品にいろんな相談場所があるんですよという啓発を入れ

られた、ということがありました。そのような視点でいろんな窓口で相談カードを置いているんですが、やっぱり人目がありますと、特にいろんなかたが多くおられるようなところで相談カードは手にしにくいものですから、そういうことを配慮して市役所の女性トイレの中に相談カードを設置し、人目を気にせず安心して手にとっていただけるようなことを昨年度からやっております。今年度は新しく保健センター、それから福祉センターが呉川町にできましたので、その中の女性トイレに設置する予定です。

それから№34「関係職員・機関の連携の充実」ということで、特にDV相談事業の場合に私どもが一番苦慮しますが、被害者のかたの情報をどういうふうに保護しながら関係機関と連携をとっていくのかということところです。被害者のかたは基本的にはいろんなところに話をして欲しくないというのが前提にあり、私どもも相談内容は他にももらさないという相談の原則があります。そこも配慮しながら、ただし必要な場合には必要な連携もとっていかなくてはいけないということで、例えば健康課、こども課、高年福祉課、住宅課、あるいはお困りです課であったり、ある場合は高齢者生活支援センターであったり、市内のいろんな相談窓口で市民の皆さんのいろいろなご相談にあたるのですが、連携が必要な場合は連携をとりながら、あるいは基本的には先ほど申し上げたような相談者の心情的なものも含めてプライバシーに配慮しながら相談にあたるということが非常に難しいところです。そのために男女共同参画推進担当から声かけをさせていただいて、そういう原則を保ちながらも、お互いのところがどういう相談があるのか、どういう事象があがってきているのかなど、ある程度連携をとりながら、ここではそういう支援をやっているんだなどの情報交換をお互い年に1回するようにいたしております。

11ページの№39をご覧ください。「相談体制・窓口の充実」というところで、女性の悩み相談、DV相談をこのセンターでしております。それが月2回と数値目標で挙がっておりますが、平成20年4月からすでにDV相談は月2回と回数を増やしております。ただ昨年度の状況では、DV相談の予約が多いときは2ヶ月先くらいまで相談予約が詰まりまして、こういう状況はよくないということで枠組みを変更するという形で工夫し、回数的には月4回、枠としては倍にはならないんですが、月4回と枠組みを変えながら相談の機会が増えるように今年度から組んでおります。その中で今年度は長いかたでも一ヶ月待ちというくらいで相談予約を入れていただいているような状況で少し落ち着きつつあります。一方、昨年度相談予約は2ヶ月先まで埋まっていながら、実際の相談件数としてはそんなに増えておりません。相談しようかなと思いつつも躊躇されたり、相談日が先過ぎたりで、結局は相談に来られなかったりするかたもおられるのかなと。実際の相談件数はそんなに伸びていないということです。

№4 2 ですが、「庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進」ということで、これは人事課が中心となって取り組んでいるところで、セクハラ防止のリーフレットを平成20年から年に1回発行しており、臨時職員のかたも嘱託のかたも、男性職員、女性職員も含め全職員にこういうリーフレットを配布し、防止に努めています。

それから、16ページの基本目標3のところをご覧ください。この基本目標3は「男女が共に生き生きと働き続けるための条件整備」ということで、特に労働環境についての施策が挙がっています。№6 1は「市、民間事業所のセクシュアル・ハラスメントに関する防止対策の推進」ということで、経済課、商工会を通じまして、市内の事業所を対象に講演会、広報誌の啓発を含めまして、例えばセミナーを開催したりなど啓発活動を続けております。

それから№6 3「雇用の場での男女共同参画に関する啓発の充実」というところ、特に女性の場合は就労がなかなか難しい状況です。特に今は経済状態が悪化していますので。行政はハローワークと違いますので就労斡旋そのものはできません。これはハローワークの仕事になってきますが、そういうものにつなげるといいですか、側面的な支援を行政として行なっています。経済状態が悪いと、特に子育て中の女性というのは就業のハードルが高く、その中でも母子家庭の場合には特にハードルが高くなっていて、市でも、例えば私どもでしたら就労支援のパソコン講座をやってもその後の実際の就労につながらなかったりすることがやっぱり現実問題としてあります。そういう中でハローワークと連携をとるといことが大きな支援になってきますので、ハローワークが中心になって子育て中の女性の再就職、いったん仕事をやめて再就職をされたいかたでありますとか、あるいは母子家庭のお母さんを中心に、マザーズハローワークなどで重点的に就労支援ができないかと就労支援協議会というのをたちあげられ、市の男女共同参画推進担当、経済課それからこども課の三課がその協議会の中に参画し、ハローワークと連携をとっております。実際に今年度、男女共同参画センターで就労支援パソコン講座をこの8月に募集した際にも、ハローワークを通じて連絡や紹介があり、何人かのかたはパソコン講座に参加していただいております。またそのパソコン講座を終了されたら、さきほどのマザーズハローワークにもつながりながら、就労支援をしていきたいと考えております。

№6 5ですけれども、「関係機関との連携、啓発の充実」ということで、経済課が中心に商工会、特に女性部との連携を取り組みの中で進めていっております。商工会の女性部も活発に活動されておられまして、今後も引き続いて連携をしていきます。

№6 6、同じく経済課の施策で、再就職のための支援講座を、昨年度は11月に開催をしております。今年度から21世紀職業財団が業務内容を変更されるよ

うで、財団からの講師派遣が困難な状況だと聞いております。また、今年度の男女共同参画推進担当の取り組みとしまして、県事業のチャレンジネットを活用して、女性の出前チャレンジ相談というのを組んでおります。就労支援パソコン講座の期間に合わせまして、相談員を県から派遣してもらい、就労だけでなく地域活動も含めて女性が再チャレンジするときの相談の場を設けました。これは予約制で、相談員に個別に相談していただくという事業です。

それから№67「ワーク・ライフ・バランスについての啓発」ということで、ウィザス通信の中でワーク・ライフ・バランスについてのニュースもその都度啓発の中に取り入れながら、啓発を進めていっております。

それから№72ですが、「女性の起業に関する情報提供」で、女性の起業に関する情報提供は難しいですが、今年度ちょうど商工会で女性創業塾というのをこの10月に開催される予定があるということをお聞きしましたので、そのような予定があるのであればということでウィザス通信のなかにも事業記事を掲載させていただきながら、そういう機会をとらえて連携させていただきたいなと思っております。

それから№75の「女性のための就労促進講習・講座の充実」、先ほどから話題に出ております就労支援パソコン講座、昨年度は8月に開催いたしましたし、今年度も8月に開催する予定にしております。それから同じく上宮川文化センターでも、就労のためのパソコン教室を年2回を実施しております。

20ページの№84「地域活動への活動支援及び男性の参加促進のための働きかけ」ということで、これも数値目標に挙がっていますが、市民参画担当でティータイム交流会というのを実施しております。この6月に今年度も開催していたと思いますけれども、ティータイム交流会については、男性の参加が結構多くて、と言いますか、むしろ男性の参加の方が多いくらいじゃないかというくらいに参加があると聞いておりますので、これも着実に進んでいるかなと思います。

№86「女性リーダーの育成」で、リーダー育成講座の開催というところが事業計画で挙がっております。ここ何年か人間関係講座ということで、いろんなコミュニケーション能力を高めるという講座を毎年企画しております。昨年度は、コミュニケーション力で気持ちのよい間合いを保つという人間関係講座も企画いたしましたして、その講座の受講者のかたに、ウィザス通信の市民編集委員をやってみませんかというお声かけもさせていただいたら、やってみますということがありました。そういう講座を利用しながら人材を発掘しながら取り組んでいます。

それから№90ですが、「多様な保育サービスの充実」ということで、ここも数値目標に挙がっています。ひとつは病児保育、病後児保育の保育所を一箇所設置するということ、それからファミリーサポートセンターの協力会員を1000人に目標値を挙げています。病児保育、病後児保育というのは難しい部分があり

まして、病気のお子さんを預けて、ということよりもむしろ親が休めるような環境を整えるほうが先決なんじゃないかという考えもあるんですが、病児保育あるいは病後児保育の必要性もあるのかなというところで挙がっています。病児保育というのはなかなか難しいところがありますので、病後児保育の部分で市立芦屋病院が4月から取り組んでおります。病後児のお子さんですので、一定の要件は必要ですけれども、この4月から実施しております。それからファミリーサポートセンターでは、依頼会員821人、それから提供会員191人、両方会員86人ということで、ファミリーサポートセンターの運営も着実に伸びてきているという状況です。

それから、25ページの№108「福祉サービス従事職員の研修の充実」ということで、さきほどウィザス通信の発行部数を増やしておりますということを申し上げましたけれども、ケアマネジャーの会というのがあるんですが、そこが中心となって月1回の研修会を実施されておりますので、そのような場にもウィザス通信を届け、連携を取っていているというところですよ。

30ページの基本目標5のところをご覧いただきたいと思います。基本目標5は、「市民と行政のパートナーシップによる男女共同参画の推進」は、主に施策中心のところ、男女共同参画担当の施策が主で、その中で№124はすでに条例の制定がされています。

それから№125、126で「計画の進捗状況の把握と評価、公表」、それから「第三者機関による評価委員会設置の検討」というところが行動計画の中で挙がっているのですが、この審議会で実績報告と実施計画のとりまとめをする中で、進捗状況も一定把握をし、各課評価コメントも苦慮しながらも、評価コメントの振り返りをそれぞれしながら評価もして、そしてここでご意見をいただいて公表をしているということで、審議会が現状としては進行管理や評価の部分で機能していると考えております。評価にあたりましては、先ほどもご説明申し上げましたけれども、5月の出納閉鎖終了後、すぐに各課に照会をかけ、実績報告し、一年の事業を振り返ってくださいということで評価をしてもらいます。その際、所管部長とも相談してくださいということで、部長コメント、各課の評価コメントを入れてもらって、それを受けてその課として今後どのように対応するのかということもいれてもらったうえで、取りまとめをいたしますので大体一ヵ月半くらい取りまとめにかかります。それを庁内の推進本部の幹事会という場にかけて、諮りながら、そして又、推進本部に諮りながら進捗管理していくという取り組みで、そういう体制というのは徐々に整ってきていると考えております。もちろん、評価の仕方というのは今後も検討はしていかなければならないと思いますけれども、一定の体制も整いつつあるのかなと考えております。

それから№129の「推進本部会議・幹事会の定期的開催」というところですよ

が、先ほど申し上げましたように、このような審議会があるときは、幹事会、幹事会というのは課長級の会議なのですが、そういう幹事会を開催した後、本部会議、市長を本部長とする部長級の庁内の最終的な意思決定機関なんですけれども、そういう推進本部会議の都度諮りながら施策をすすめていますので、今年度もそういう形でやっていきたいと思います。それからこの審議会は、昨年度は二回開催されました。今年度DV対策基本計画というのを市で策定する予定にしておりますので、この審議会でご意見をいただく必要が出てくると思います。例えば中間まとめの段階でありますとか、最終的な計画策定段階でありますとか、ご意見をいただきたいと考えておりますので、その必要の都度、開催をお願いしたいと思います。ですから、その時の現状にあわせて、必要に応じて開催させていただきたいと考えております。

それから31ページの№132ですが、「ジェンダーに関する各種講座、講演会の開催」というところ、ここはもともと数値目標でセンターの認知度がどうなんでしょうかということで挙がっていたところです。先ほどから申し上げている記念事業の際に、かなりの人数のかたがお集まりになりますので、そこでアンケート調査をとっております。その中で、男女共同参画センターのことを知っていますかという項目を設けております。21年度のアンケート調査の中では、これは平日に開催した記念事業ですが、知っていましたというお答えが75.6%ありました。22年度は土曜日にルナ・ホールで開催しましたが、知っていたとお答えになられたかたが69.1%でした。75%からなぜ下がったのかについては、ひとつには土曜日開催ということで平日開催だとどうしても就労されているかたが来られにくい時間帯ですので、就労されているかたは土曜日に来られるのかなと、そういった中でセンターを知ってくれている人の割合は若干下がったのかなと、これはあくまで推測ですけれども、ただ7割くらいのかたはセンターがあるということは知ってくださっていると考えております。

それから№133ですが、「活動団体のネットワークの強化」ということで、ここも数値目標が団体数40団体と挙がっているところです。団体数でいいますと実は減ってきております。昨年度でいいますと27団体、今年度は26団体と減っております。なぜ減っているのかというと、ひとつにはこの男女共同参画センターというのが女性センターからスタートして15周年を迎える中でずっと活動されてきた方々が高齢化されたりとか、あるいはずっと活動されてきた中でここはあくまでも男女共同参画の活動目的ということで活動拠点としてのセンターですので、そういう目的のかたに登録してくださいと、その登録された方々がここを活動拠点として会議室をお使いくださいというような利用の仕方を今現在しておりますので、そういった中でちょっと自分たちの活動の方向とは違ってきていますというような団体が抜けられたということが若干あるのかなと

思っております。もちろん数は増えた方がいいに越したことはないんですけど、ある意味そういう目的の中で残っておられる団体ですので、ネットワークは逆に強まっていると思っております。そのような中で15周年記念フェスタでは大きな市民力を発揮されているのかなというところでございます。

それから№139で資料の充実というところですけども、情報コーナーで男女共同参画に関する図書もそろえてきておりますので、数としては徐々に増やしてきております。平成19年が1180冊、20年が1222冊、21年が1250冊です。徐々にではありますけれども増やしてきております。

報告と計画をご説明申し上げました。以上でございます。

高島会長：ありがとうございました。1時間にわたりまして、事務局から非常に丁寧なご説明をいただきました。今から時間は十分ございますから皆さんそれぞれ思い出しながら、あれから以後ご自分たちで持ち帰られた問題など、どこからでも結構ですのでご意見を出していただきたいと。中山さん、いかがでしょうか。

中山委員：今日はたくさんあるんですけど、まとめさせていただいて、予算のところで、いったん全部予算をおいてみたんですけど、男女共同参画に関する予算をつかまれておりますか。

事務局／岡田：男女共同参画推進担当だけの予算ですか。うちの所管のだけですか。

中山委員：報告を見ていましたら、(男女共同参画と)関連がありそうだけれども、どうも違うなというのが入ってるんじゃないかと。

事務局／岡田：入っています。入っていますというのは、事業に対する視点の考え方の問題で、例えば、公民館はいろんな種類の講座を組んでいきます。市の考え方としては男女共同参画の推進というのは市の主要な政策で、いろんな講座を組むときには必ず男女共同参画の視点をいれてください、その視点はこれは基本的人権のことも含めて、あって当たり前のことであろうという考え方なんです。ですから、例えばテーマの中に、男女共同参画なんかかんとかテーマとしてそういう講座が組まれるというのは実は数としては非常に少なかったり、そういう講座自体が成り立ちにくかったり、公民館講座で言いましたら、そういう中で、男女共同参画の視点は入っているはずですから、公民館講座の事業予算として挙げてくださいというしか、所管としては種分けできないのです。そういうところがあるので予算として入ってきているというのは確かにあります。

中山委員：今おっしゃっているのは確か4ページだと思うんです。4ページの№15の公民館講座のところで、「19講座、芦屋川カレッジ、芦屋川カレッジ大学院、各種セミナーを実施。延べ12,380人」「予算617万9千円」これを見たときに、この課は非常に男女共同参画に関して、効果はちょっとわかりませんけれども、力を入れていると判断されると思うんですけど、実際、課長がさっきおっしゃったようにもっと絞り込みがいる、掲載していく中でですよ、というのは

他にもちょっと関連するのですが、今回全部時系列に予算を見てみたんです。そしたら、どうもちょっとはずれがあるんじゃないかと。私間違っているのかもしれないですけども、もうちょっと絞り込んでもいいんじゃないかと。例えば25ページ「在宅福祉事業」とありますね、福祉関係とありますね、それから住宅関係のところもありましたけれども、このへん全部ある程度、男女共同参画というテーマの中心のところで、出していただいた方が私たちはですね、もっと絞り込んで見やすいんじゃないかと。多分部署としてはこれも関連あるから引っ付けとこうかというのがあると思うんです。どこかで部長の評価がありましたけれども、これ一緒なのかどうか内容わかりませんが、30ページの第三者機関のところの云々、№126「関連ありそうな業務全てが評価対象項目となっている・・・」というところがありますからもうちょっと絞り込んだらどうですかとありますね、私は同意見なんです、ある程度この会議では、それからもっと業務の方でも、そういう指導をされた方が処理するかたも絞りこんでしやすいんじゃないかと、今の一つです。

もう一つが、だいたい2～3年の時系列で評価、課長の評価、部長の評価を見てみたら、2～3年同じ文句のところがあるんです。あるところは、前年の実績・効果を見て、課長、部長の評価・コメントがあって、その中で問題視されたところが次の年度に出ていて、ここは何か掴みながらいってると思うんです。ところが、その他は評価するためにやっているのでは、多分困ってるのではと。だからもうちょっと何か推進会議とか幹事会で、視点絞られた方がいいのではないかと、そういう感じがするんですが。いかがでしょうか。

高島会長：報告書のこの様式の項目をもう少し再検討するということですか。

中山委員：そうですね。

高島会長：評価が評価に値しないということですか。

中山委員：評価に値しないというか、評価そのものを入れなくていいのではないかなと思います。

高島会長：入れないといけないというような意見が以前あったから、入れたんだと思いますけれども。私は予算には、男女共同参画の問題に特化した数字を挙げられたら、これぐらいの予算でいつもやってられるんだとわかりやすい気がします。

事務局／岡田：もしも特化したという形でしますと、この行動計画の項目自体が、男女共同参画担当が所管ですから、所管以外にはほとんど挙がってこない、ということに結果的になってくるのではないかと思います。考え方なんですけど、おっしゃられているのは、非常によく理解できるんです。というのは所管自体も、その各課、各課で一番メインとなるべき施策があってその事業をしております。その中で男女共同参画の推進というのが市の主要な政策であり、人権の観点からも絶対に根底にあらなければならないという考え方の中で入ってきている。そうい

うのでなくて特化したという形で抽出をしていくとなると、所管である私どもの事業が8割9割がたで、それ以外に特化した形で、となるとこの行動計画そのものがほぼ挙がってこないという状況になってきます。特化というのは、どこをどうとって特化というのか、という切り口は確かにあるんですけども、例えば講座でしたら、そういうテーマや文言があったらはっきりとわかりますよね、これは男女共同参画のテーマで公民館講座をやっていますと。でもそれだと年間あるかないか、ということになってしまいますので、それを公民館でもやりなさい、上宮川文化センターでもやりなさい、どこどこでもやりなさい、という事業展開の仕方はしないです。いろんな各課の事業だったり、施策の展開の中でも、この男女共同参画という部分は常におさえといてください、という施策の進め方をしていくので、その部分のおっしゃられている各課も苦慮されているでしょうというのはまさにそのとおりで、どう書いたらいいのかとか、どこの部分で評価をとっていったらいいのかっていうのは、実はこの照会かける中で声はあがってきており、同じようなことを実際には意見をいただいております。

事務局/竹内：例えば、19ページの№80を見ていただきたいんです。これは、特定健康診査のことが載ってある、それ以外にがん検診、乳がん検診、子宮がん検診とか女性だけの部分もあるんですけど、ところが働く女性の健康保持、増進という項目です。これは健康課が行なう本来的には特定健康診査というのがメインになっている事業で、その中で要するに男女共同参画にからむ部分がある。ですから、この項目自体を残したとしても、例えば予算額を削るとか、評価の部分を少し外すっていうのは少し可能なのかなと、実際に全体の項目としてはこういうことをやっています、あるいはこんなふうに数値としては変わってきました、でもそれは総額を表しているんじゃない、というのはちょっと難しいんです。それでこの中には、例えば働く女性の分だけ取り出すとか、あるいは女性の分だけ取り出すとなると、項目として乳がん検診とか子宮がん検診というように分かれている部分はわかるんですけど、それ以外の項目を取り出すというのはほとんど不可能なんです。ですから、ここの数値の持ち方をどうするのかというのは、私は中山委員と同じ考え方で、絞った方がいいんじゃないかなと思っているんですけど、難しいんです。この項目でもっと特化してここの部分だけをとりとなれば、まだ金額は出せるかなと思うんですけど、それが担当課にしたらすごく負担になるところも出てくるのかなと思うんです。だから項目自体は残っていてもいいのかなと思うんですが。

高島会長：課長がおっしゃったのは要するに基本的には男女共同参画を推進するってことは、全庁通してのメインストリームとしてあるわけだから、それを前提としたうえで、この予算の書き方でいいのではないかな、個別のものにこだわらないでですね。

事務局／岡田：これは5年間の行動計画の中で進んできているものですので、もし項目を絞りなおすとすれば、次の5年の行動計画を考える時に、この取り方が本当にいいのかどうかという議論は当然あると思いますので、もうちょっと絞ってもいいのではないかとすることは、あり得るかなと。ただ今回はもう行動計画自体が進んできっていて、その振り返りということなので、今現在としてはこういう取り方になってしまうのかなということです。

吉川委員：予算というところから気になって全体を見ていたら、同じ項目が何度も何度も繰り返して出てきて、同じことがずっと書いてある、さっきも出てきた、さっきも出てきたとなります。結局そう書いていかないと一番初めにこういう計画を立てられたとおりにならないんじゃないかと、そういうふうに私は思いながら読んでました。

高島会長：他に、今のご説明は主に、男女共同参画推進担当の問題と数値目標を設定した項目についてでしたが、それらを中心にご意見をどんどん出していただければいいと思います。今のご報告を聞いて芦屋市はかなり着実にじわじわとだけでも、広がっていったのかなという印象はとても受けました。

中山委員：部課長の評価っていうのは、かなり苦労していると思うんだけど、多分そこは課長だけじゃなしに、また部長だけでなく課の人と一緒に目標作ったり、反省したり、その中で課長がまとめてやっておられるならいいと思うんですけども、見てみると、課によって差があるなと思います。

高島会長：そうですね。

中山委員：今、会長がおっしゃったように確かにすすんでいるのはよくわかります。ただちょっといびつな感じが出てるのではないかと思います。

高島会長：温度差がありますね。

中山委員：思います。それと全く参画してない部署ありますね、これ関係ないんですか。建築とかいうのは。

事務局／岡田：今回の行動計画の中では挙がってきてないということです。行動計画を作る段階では、事業として建築とか土木関係が入りにくいのかなと。

中山委員：わかりました。

村上委員：会長が、男女共同参画の意識が浸透してきたと言われ、私もこれを拝見して、ある程度そうだと思うのですが、次の段階では質の問題だと感じました。中山委員も言われたように。たくさん項目を羅列してはいますが、内容はどうかと思いますし、私が読んで感じたのは評価Bが多いということです。評価は何段階あるのかと思っていたのですが、AとB、確かCというのもあったので、A B Cの3段階評価だとわかりました。Bがとても多いということは、Bにしておくが無難と思われたのかと感じました。もう少し積極的な評価が欲しいです。

1 ページの№2「中学生への啓発」の項目ですが、この条例概要版の出来上が

りを見てやはり「男女」の文字の配置が気になったので、前回の会議でも言いましたが、次回同じような選考があれば、選考委員のメンバーも考えてほしいと思います。

それから同じ1ページの№4ですが、昨年度の映画会「西の魔女が死んだ」に私も参加して映画を見ました。原作の小説も読んだのですが、内容に男女共同参画の視点から見ると少し引かかる点がありました。主人公の母親が娘のために仕事を辞めるという結論になっていたのです。映画の選択も考えてほしいと思います。

高島会長：これを担当したのは？

事務局／岡田：私どもの男女共同参画推進担当でしています。

村上委員：それから2ページの№8で、さきほども説明がありましたが、女性委員の比率のところで、女性委員ゼロの附属機関が、課長の説明で団体からの推薦などで人数に多い少ないがあると言われましたが、21年度ゼロの部署が増えているのはどうしてだろうと疑問に思いました。

事務局／岡田：女性委員がゼロの機関が、21年度減っているというのは、女性委員が例えばお一人入っていただいていたのに、その女性委員がいなくなるってということで、たったお一人の女性委員が男性に変わったということです。そのところでたまたま女性がお一人入っていただけたら、ゼロのところが減るんですけども、そこが元に戻れば、お一人であってもゼロのところが増えるということです。

村上委員：一人かゼロか、という話なのですね。

事務局／岡田：現状はそうです。

村上委員：理想的に言えば、もう少し人数が多ければ一人減ろうがゼロという数字にはならないのですね。

事務局／岡田：そうです。どの附属機関もおしなべて40%に近ければ、そういうことは起こらないんですけども。

村上委員：そのあたりの数字が、まだまだだということですね。それから3ページの№14で、センター通信を増やして関係事業所に配布し、「配布先事業所から問合せもあった」ということなのですが、どのような問い合わせだったのか気になりました。もっと部数を増やして欲しいということですか。

事務局／岡田：これは、育児休業法のことを書いたときの記事だったんですけども、「これを見たんですが」とそこで働いていらっしゃるから、育児休業法の記事について見たから、もうちょっと情報を知りたいんですけども、というお問合せをいただいて、「見ていただいているんだな」ということと、こういうのを見ていただいて、育児休業法の改正について知っていただいたんだな、情報も提供できているんだなということです。

村上委員：それなりの反響があったということですね。

事務局／岡田：反響があったということです。

村上委員：私は編集員もしているので、気になりました。それから５ページで№１９「一時保育つき講座の実施」のところですが、これも浸透してきているということですが、常々感じていたのは、保育を未就学児に限っているのがネックだということです。予算のことを考えてか、未就学児のみ受け付ける場合が多いのですが、自分の経験から考えて、小学校低学年の子どもを持つ保護者は、このような講座を受けられないのです。子どもが小学校に入学してとたんに、今まで受講できた講座が受けられなくなってしまいます。年齢が違えば一緒に保育できないというのはわかりますが、子どもを持つ親が継続的に講座を受けるのが困難になってしまわないように、何かいい方法がないかと思いました。

それから８ページの№３２「ＰＴＡ活動への男性参加の促進」ですが、この評価で「目標を達成しているが」とされているのですが、これはどのように達成しているのですか。男性の活動参加者が増えたということですか。確かに増えてはいると思いますが、役員についてはまだまだなので、何をもって達成しているか評価されたのかわかりません。

中井委員：計画をたてたときの目標が達成されているってということではないでしょうか、もうすでに計画をたてたときに目標としていた数値はもうすでに上回ってはいるけれども、さらに増やすにはどうしたらいいかなと。

村上委員：目標にしていた数値は達成したということですか。

中井委員：行動計画をたてるときに目標にしていた数値はもう達成できたけれどもさらに増やすにはどうしたらいいのかなと。

事務局／岡田：ここは行動計画の中の数値目標には挙がってないんです。ただそこまでは確認してなかったんですけれども、多分生涯学習課の中である程度ここまでっていう目標を前年度たてられていて、それを達成したという意味で書いてるのだと思います。

村上委員：実感として感じにくいと思いました。

それから１５ページの№６０の「メディア・リテラシーの取組み」ですが、学校教育におけるメディア・リテラシー教育というのはとても重要なことだと思っています。「校内ネットワークや資料などを積極的に活用することができた」と、評価もＢです。実際はどうかかと思いました。子どもから授業について聞くのですが、インターネットの怖さなどについての授業もありますし、先生からの説明も多いようです。しかしただインターネットの怖さだけを教えるのではなく、トラブルの回避の仕方や巻き込まれないためのノウハウなどを、もっと教える必要があると思います。授業の内容のことも考慮に入れて評価されたいのではないかと感じました。以上です。

高島会長：他のかたは。

宮地委員：よろしいですか。

高島会長：はい，どうぞ。

宮地委員：今のご意見に関連しているんですけど，評価コメントを読んでいっても，なぜそのような評価をされているのかなというのがやっぱりどうしてもわからないんです。こういう計画書自身は公開されるんですよね，この書面自体は。おそらく今日私たち委員は，課長のご説明を聞いて，ああそうなのかなと思うような部分も少しずつあるんです。特に数字ではっきり出てくるところっていうのは一番評価しやすいんですけど，例えば，女性職員の管理職への積極的登用というのがあるのは，主査級以上が何％であるだとかということを言われて，それが一定の目標としてクリアできているんだ，だから評価しているというご説明があったので，ああそうかと思うんですけども，そうでなくて，ここに書かれていることだけだと「一定の成果はあったが，継続的な取組が必要である。」何も書かれてないのとあまり変わらないんですね。だから少なくともこの評価されたかたは，どうだからこう書いたかみたいなのを，これだけの量があるので，大変なものになると思うんですけど，でもこれだけ多岐にわたれば，私おそらくこれがものすごく分厚くなっても，やっぱり評価を書いてくださるかたがなぜ自分がそう思ったのか，説明責任を果たしていただきたいなと思うんです。結論だけ言われても，切り込む余地もないみたいな感じで，さっき例えば主査級以上が20％という説明があるとじゃあ，課長級以上はどうなのかと聞きたくなるんです。今一番女性登用の中で問題は，管理職の一番下のところは，20％とかになってくるけど，それ以上になるともうすごく少なくて，それこそ部長級になったらどうなのかというのを切り込んでいただきたいなと思うのと，例えば7ページの一番下のところの「女性教職員の管理職への登用」というところも評価者のコメントは「前年を上回る受験者があった」と書かれているので，さきほどよりは若干説明があるかなと思うんですけども，でもこれも受験者数としてどうなのかとか，比率がどうなのかとか，本当は受験者数だけじゃなくて登用されたかどうかですよ。結局，挑戦したけど，何か挑戦だけさせて全然登用しなかったら，そのうちみんな挑戦もやめていくかもしれませんし，もう一步のところが何かこう書かれてない感じがするんです。これだけの作業ものすごく大変だと思うんですけど，やっぱり評価者の評価を，説明責任を果たしていただきたいっていうのと，これ前から問題になっていたのは第三者評価機関っていうので，評価の中に第三者の目を入れていくということはずっと以前から議論が出てたので，どうしてもその第三者が入って評価しないと説明責任を果たさない，ご自分で評価すると結論だけ言って果たしたみたいな，せっかくここまで書いてくださってたので，もう一步のところですよ。

吉川委員：A評価を出している共通項をみたら，やっぱり数字があるんですよね，Bの

ところは数字がなくて、こういう言い方は変ですけど、Aともいえない、Bともいえないというふうに、ちょっと逃げておられる感じがして、AとはいえなかったらBにしとこうかという共通の気持ちが入っているような気がして、根拠になるものがないような。

高島会長：もう少し具体的に書いてくださればいいですね。

宮地委員：数値で挙げられないところもあると思うんですが、挙げられるところも挙げておられないように思えます。

事務局／岡田：確かに中山委員が最初におっしゃられた、各課にちょっと温度差があるのかなあとおっしゃられた部分がこういうところなのかなと思います。

中山委員：これをみて、かなり時間がかかったんですけど、年度ごとに全部ならべてみたんですよ。そしたら、もう3年、5年たちますよね、ある程度成果が出ないといけないなと。多分やっている人は分かっていると思うんです。そのときに途中でわかったのが、この番号ですね、幅によって完全に見分けできるんです。ある課は毎年同じ幅です。読んでみたら一字一句一緒なんです。一定の成果があがったとか、継続しないといけないとか、そういう文章だけ入っている。

宮地委員：定例文句。

中山委員：もう本当にパソコンぽんと押せば終わり。これはみんな出すのに苦労されると思うけれども。だからさっき言ったような、課全体とか、もうひとつ付け加えて言いましたら、部長は全体を把握してないからわからんと書いてあるところがありました。部長は是非、さっき組織の図をもらったんですけども、ある程度課を掌握している立場のかたですから、縦割りじゃなしに横の連絡もできる執行委員ですから、そういう意味では課の進捗のことも含め、調整役も含めて、是非評価をお願いしたいなと思います。

事務局／竹内：この評価は本当に大変なんです。

事務局／岡田：手を抜きたいとかそういう意味ではなくて、これだけの分量があると、やっぱり評価のための評価になってしまうんです。いろいろ文言工夫すればするほど膨大な時間と、逆に評価のために時間をとられてしまって、振り返りは必要なんですけども、評価のための評価に時間をとられて現実の施策や事業を進めていく時間が圧縮されるとか、みんな各課その中でバランスとりながら必死になってやっているという部分はあるということとはご理解いただきたいと思うんです。

堀委員：私は民間企業でやってきましたが、まずこの評価コメントは民間では普通はつけません。数値目標を挙げて、それで達成したかどうか何パーセントというふうにちゃんとした数字が出てきますね。評価コメントを書かれるかたは大変だと思います。

事務局／竹内：もっというと、この再掲であがっているところは項目が一緒なんです、

その趣旨が本当はそれごとにつけなくてはならないはずなんです、それがちょっとできなかったんです。再掲は同じものにしましたけど。

中山委員：その結果進んでいけばいいんですけど、さっき言ったようにちょっとでもいいから具体的なことが入っていればそれでいいと思うんです。評価というのは次の目標作りと思うんですよ。そのために振り返りをするわけですから。大事なのは今年度の達成した内容とか、何が足りないとか、次の目標を作るためにするものですから、そういう意味ではこの紙面上、部署によっては具体的なものが出るところは出していただきたい。できているところも多分あると思うんですが。

高島会長：今年度の目標というのは、平成22年度の目標ですよ。

事務局／岡田：そうです、事業計画の中での。

高島会長：この評価コメントというのは21年度の総括ですよ。ですからこの評価コメントに基づいて今年度の目標は最後の欄にきてもいいのではないですか。評価結果を受けての今年度の目標なんですよ。何ができなくて、何をしなければならぬかということ、何ができなかったか、それで何をやるかっていうことを。

堀委員：評価コメントは全部出してから、例えば22年度を出されるんですか？

事務局／岡田：同時に照会をかけています。だから、評価をしながら計画を出してもらっています。

堀委員：だから評価コメントは当然入っているものだということですね。

事務局／岡田：一致していないところも若干あるんですが、評価コメントがあって、今後の対応があってそれに基づいて次年度の事業計画に移っているという流れには基本的にはなっていると思います。

中山委員：予算のところで括弧書きは何ですか。

事務局／岡田：括弧書きは再掲です。

中山委員：どこかに同じものがあるのですか。

事務局／岡田：はい、どこかに一度出ているということです。

中山委員：経常経費、これは何ですか。

事務局／岡田：経常経費ですか。例えばCD、ビデオ、図書の購入でしたら、需用費の消耗品の中で購入しますので、その需用費の消耗品が40万、50万あれば、その中で何万円か使っていくんですけども、その中でピックアップができないから経常経費の中でまかなっていきますという挙げ方をしていると思います。

中山委員：挙がっていないところは？

事務局／岡田：挙がっていないところは、経常の人員の中でとりたてた事業予算はないけれども、相談事業などいろいろ他の事業をやっていますという意味です。「—」になっているところです。

高島会長：この様式で、実施効果等というところは21年度のもですよ。

事務局／岡田：21年度の事業実績といいますか、事業した中でこういう効果があった

とか、こういう効果を目的にしてやっていましたということです。

高島会長：その前までは22年度のもですね。

事務局／竹内：上の段が21年度で、下の段が22年度になっております。それぞれの年度の「事業計画の内容」、「今年度の目標」がありまして、「事業実績の内容」と「実施効果等」、「予算額」、「決算額」、「評価コメント」等となっています。下半分が22年度になっています。

高島会長：さきほど宮地委員がおっしゃった7ページの1番下の教育委員会のことなんですけど、これは前から言われていて、全然増加しない、女性が登用されない。だから引き続き増加を図るといっても受験生を増やすという話だけなんですね。文章として何を意味しているのかさっぱり分かりません。このヒアリングなさるのは、結局男女共同参画担当がやっているんですね。ものすごいエネルギーですね。教育委員会は、市長部局外で難しい点もありますが。

事務局／岡田：そうですね。各課に照会をかけて返ってきても、意味がわからなかったり、ちょっとコメントがずれていたりとか。それを聞き合わせしながらするんですけど、でも所管には所管の思いがありますから。そこは所管の責任で書いてもらいます。あまりにつじつまが合わないところとは聞き合わせしながらやっています。

高島会長：この文章を変えてくれとか、もうちょっと具体的に書いてくれとかですか。

事務局／岡田：変えてくれといいますが、最終的にこれでいいですかということを何回か確認します。評価コメントも何度か修正の連絡があったり、そういう意味では各課苦慮はしているんです。特に人事課、教職員課の人事案件もそうなんですけど、確かに一方で積極的に女性を登用していくんですけど、もう一方でほんとに能力、技量が達していないかたを果たしてそういう位置につけていいものかどうかという現実の問題があるんです。だからそこを非常に苦慮しながら書いている部分ではあるのかなと思います。一生懸命いろんな研修を受けて受験の機会を与えて、底上げを図っているんです。ただ、その結果が直ちに出るかということ、長い目でみたら着実に出てくるとは思うんですけど、そこをどれくらいのスパンで見えていかなんです。今年やって来年すぐということにはなかなかありません。今年の国の第3次男女共同参画計画、中間整理をみても、積極的なクオータ制を導入したらどうかという議論も確かにあるんですが、現場を預かるところとして、例えばそういう部署に適材者が見当たらなかった場合、じゃあどうするかということは非常に苦慮していると思います。

宮地委員：そのときに問われている能力がいったい何なのかという議論が、例えば管理職として長時間労働に耐えて、保護者の要求には24時間体制でこたえることができる、みたいなことが1つの能力になっていたら、一方で、市の施策としてはワーク・ライフ・バランスをうたいながら、職員の実際の能力としてそこが基準

になっているみたいな、そういう矛盾をはらんでいるとしたら、そこをどう考えていくか切り込む必要が出てくると思います。そのあたり議論できるような材料が出てくると非常にいいなと思うんですけども、これだけだと、受験者は増えたけど、結果には結びつきませんといわれて、その人たちは能力が足りないんでしょうか、でとどまっていると、次の改善につながっていかない気がするんです。そこが少しもどかしいですね。

高島会長：現状はこうなただけだけど、男女共同参画を推進して、その実現に向けて進むにあたって、こういう工夫をしようとする、男女共同参画を意識化した方向性が出てこなければいけませんね。

吉川委員：ポジティブアクションへの意識が必要で、やっぱり女性の管理職はある程度必要なのではないかと思うのですが。

高島会長：実は、私は今年、伊丹市でオンブードをやっていますが、しんどいですよ、ヒアリングは。だからこの報告を取りまとめるのも、大変だったと思いますし、ひとつひとつ男女共同参画を推進するやる気があるのかなのかっていう、宮地委員がおっしゃったそこがあるわけですね。そこをヒアリングする中で、少しずつ気がついてもらうしかないですね。ものすごくエネルギーがいる仕事ですね。

事務局／岡田：書き方がわからないということもあるんですよ。一生懸命書いているんですけど、読み手側の視点ではないところもあります。

中井委員：項目数が多すぎるので、男女共同参画に重要だと思われる項目をあらかじめピックアップして、その部分だけは情報量を多くして今後改善できるようにするべきだと思います。このように多くの項目をカバーしつつ、重要と思われる項目を取り出して、そこについては重点的に見ていくことが今後は男女共同参画につながっていくと思います。

個人的には、何年も続けて同じ文言が多くあると思うんです。ただ9ページ以降なんですけど、連携体制の継続とか関係機関との連携強化の言葉が出てくるんですが、実は今年の7月20日から福祉センターができたことに伴い、こども課の家庭児童相談室は福祉センター（呉川町）に移動して、母子相談については本庁のままというように、相談内容がかぶっているかたもいらっしゃるのに窓口が分断されるというような事業もあって、おそらく後退したり状況が変わっているところもあるんですけど、これを見る限りではそれを読み取れなくて、毎年同じような状態とは思うんですけど...

事務局／岡田：今の「後退」というのはちょっと当てはまらないと思います。福祉センターは7月オープンしたんですけど、もともとなぜ福祉センターが必要だったかという部分で、ライフステージのなかで子どもさんが生まれて、例えば障がいをお持ちで生まれた場合に、幼児期には保育所に行ったり、未就学児の対策支援の中で成長してこられて、学校に進学するとどうしても教育委員会のほうに管轄が

移ってしまう,そしてまた学校を卒業されたら社会人として生活していかなければならない,というふうなたて割りを取りはらうことを目的の一つにしています。地域に住む一人の個人として芦屋という町で成長していける,生活していけるといっていいでしょう,だから地域福祉の拠点としてひとつには総合相談窓口という形で,課ごとにどうしても福祉というのはもともとの福祉六法から出発していますので縦割りの法の中で横につながりにくかった部分を,横につなげることを目的にして福祉センターは開設されました。行政的な部分と,ライフワークを見据えた総合的な生活のコーディネートという部分で相談にあたりながらそのかたの生活を支えていく,自立支援に結び付けていくという視点でもって,福祉センターはできているので,分断されたという訳ではないです。そこは誤解があってはいいけませんので。

中山委員: 3ページの№11に「女性職員を性別指定のない幹部研修等に積極的に参加させる」とありますね,この性別指定のあるないという研修とはどういうものなんでしょうか。

事務局/岡田: 女性だけのリーダー研修みたいなものがよくあるんですが,そういうものではなくていわゆる幹部,リーダー養成研修みたいなものに参加させていくという意味です。

中山委員: 男性も女性も同じ研修を受けるチャンスがあると思いますが,これまでは女性にチャンスがなかったということですか。

事務局/岡田: チャンスは一緒です。それに応募するかどうか,積極的に参加するかどうかということです。本人の意思で参加できます。希望者でやっています。

中山委員: 人事施策というものは,ひとつは意図的なものがありますよね,意図的にこの人はここにこうやっていこう,経理や人事の勉強をさせたりするということはないんですか。あくまで一般的にですか。

事務局/竹内: 課長をさせるのに,その課の仕事知っている人がいればいいですけど,なかなかもちあがってそこで課長になることはないですね。

中山委員: 研修も意図しながらやっていかないのですか。

事務局/竹内: どちらかというと,課長になってから研修ですね。

中山委員: そうなんですか。

事務局/竹内: ここの課長にするためにこの研修を受けさせて,課長にするみたいなのはないですね。

高島会長: 時間がせまってきておりますけど,一応この審議会としては今皆さんから出たご意見を各課に,問題にされた課についてはもう少し工夫をしていただくということで戻していただいて。

事務局/岡田: 8月2日に本部会議を予定しておりますので今日審議会でこういう意見が出ましたということ,特に具体的に書けるものであるならばもう少し具体的な

記述をとということも含めて一度お返ししながら、最終的に本部会議でこれで公表
しましょうということで進めさせていただきたいと思います。

高島会長：それでよろしいですか。審議会の意見として、今日のご発言を伝えていただき
きましょう。それでその他がひとつありまして、今年度芦屋市は配偶者等からの
暴力対策基本計画を予定していきまして、そのことについて事務局からご説明をお
願いします。

事務局／岡田：前回の審議会でも申し上げたんですけれども、今年度芦屋市で配偶者等
からの暴力対策基本計画というものを策定する予定にしております。この計画は、
いわゆるDV防止法、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律
に基づく市町村基本計画というものですけれども、それを今年度策定していくに
あたって、今現在、原案策定委員会を立ち上げております。この審議会のメンバ
ーでもある高島会長、宮地委員、宮本委員にも原案策定委員会には委員としてか
かわっていただきたいと思います、今現在準備中ですが、来月に第一回目の原
案策定委員会を開催したいと思っております。この原案策定委員会を開催する中
で、おそらく年末くらいの予定なんですけれども、いったん中間まとめをさせて
いただいて、その中間まとめを市民のかたにパブリックコメントをしていきたい
と現在考えております。パブリックコメントをするにあたりまして、この審議会
でも一度皆さんのご意見を頂きたいなと、同時に議会のほうにもご報告させてい
ただきたいと思います。それをふまえて中間まとめのパブリックコメントをして、
そのご意見も頂いたうえで最終的な原案の策定に進めていきたいと思います。多
分次回お集まりいただく時にはおそらく年末くらいになると思うんですけれど
も、パブリックコメントの前に一度皆さんにご意見を頂くためにお集まりいただ
くことになると思いますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。

高島会長：その他にはございませんか。それでは本日は皆様ありがとうございました。
また次回よろしくお願いいたします。

= 閉会 =